

第2期会津美里町子ども・子育て支援事業計画

計画期間：令和2年度～令和6年度

(案)

令和2年3月

会津美里町

目 次

第1章 第2期計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 第1期計画期間中の取組の成果と今後の課題.....	2
3 計画の位置づけと期間.....	3
4 子ども・子育て支援制度の概要.....	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く現況.....	7
1 会津美里町の人口動態.....	7
2 教育・保育に関する状況.....	10
3 家庭・地域の状況.....	16
第3章 計画の基本理念と基本的な視点.....	22
1 基本理念.....	22
2 計画の基本的な視点.....	22
3 基本目標.....	23
4 施策の方向.....	26
第4章 子ども・子育て支援事業計画.....	40
1 教育・保育提供区域の設定.....	40
2 事業量の見込み・確保方策.....	41
第5章 計画の推進に向けて.....	47
1 推進の体制.....	47
2 計画の進捗状況の管理・評価.....	48

第1章 第2期計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

子どもは、まちの未来を担うかけがえのない存在であり、子どもが安心して育つことができる環境、また、安心して子どもを生み育てることのできる環境を整備していくためには、社会全体で子育てを支えていくことが重要です。

しかし、依然として少子化が進行する中、夫婦共働き家庭の増加に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑・多様化しています。

本町では、平成27年3月に、国の子ども・子育て支援新制度に対応し、子どもの健やかな育ちと、子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、5年を1期とする計画「会津美里町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

第1期計画期間の5年間において、町では、幼児教育と保育を一体的に行う認定こども園化の推進や放課後児童対策の拡充など、子ども・子育て支援法の目的である「質の高い幼児期の教育・保育の提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を図ってまいりました。

この度、第1期計画の最終年度を迎えるにあたり、これまでの5年間の取組の成果を保護者の代表、子育て支援事業者、子育て支援に関する有識者等で組織される町子ども・子育て会議及び関係機関等で検証するとともに、国の基本指針の改正や子育てに関するニーズ調査の結果を踏まえ、令和2年度から令和6年度までの5ヵ年間の計画期間とする「第2期会津美里町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 第1期計画期間中の取組の成果と今後の課題

町内の教育・保育施設については、幼児教育と保育の一体化の考え方のもと認定こども園化を推進し、第1期計画スタート時には、私立認定こども園1施設、町立幼稚園2施設、町立保育所4施設だったのが、平成31年4月には、私立認定こども園2施設、町立認定こども園2施設の合わせて4施設となっています。幼稚園、保育所についてはすべて認定こども園へ移行し、第1期計画で目標に掲げていた町内全域での認定こども園化が実現しました。

～認定こども園化の経過～

平成30年3月	町立さくら保育所、ひまわり保育所閉所
平成30年4月	私立認定こども園きぼう開園
平成31年4月	町立幼稚園・保育所の統合により町立本郷こども園、新鶴こども園開園

また、認定こども園化に合わせて、年々増加する保育需要の実態に見合った教育・保育の定員の見直しを行ない、0歳児の受け入れ枠の拡大などにより、現在まで年度当初待機児童0を維持しています。しかしながら、全国的な保育士不足から、年度途中からの入園希望に対応する保育士の確保が困難な状況となっており、今後は、保育士の安定的な確保を含め、途中入園のニーズに柔軟に対応できるような体制整備が課題となっています。

放課後児童対策についても、平成28年度から児童クラブの利用時間を延長したほか、平成29年度からは、対象年齢を小学校6年生まで引き上げるなど、保護者のニーズに対応した利便性の向上や受入人数の拡大を図ってきましたが、低学年の需要の増加に対応するさらなる受け皿の拡大が課題となっています。

施設整備については、老朽化が進み長年の課題となっていた旧新鶴幼稚園の改築に関して、こども園としての教育・保育機能の一体的な施設整備方針を定め整備事業に着手したところですが、同じく老朽化が進んでいる本郷こども園の幼児部棟（旧本郷幼稚園）や子育て支援センターの施設整備については、今後具体的な検討を行い、運営形態も含め早期に方針を定める必要があります。

3 計画の位置づけと期間

(1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

◇子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 関連計画との整合

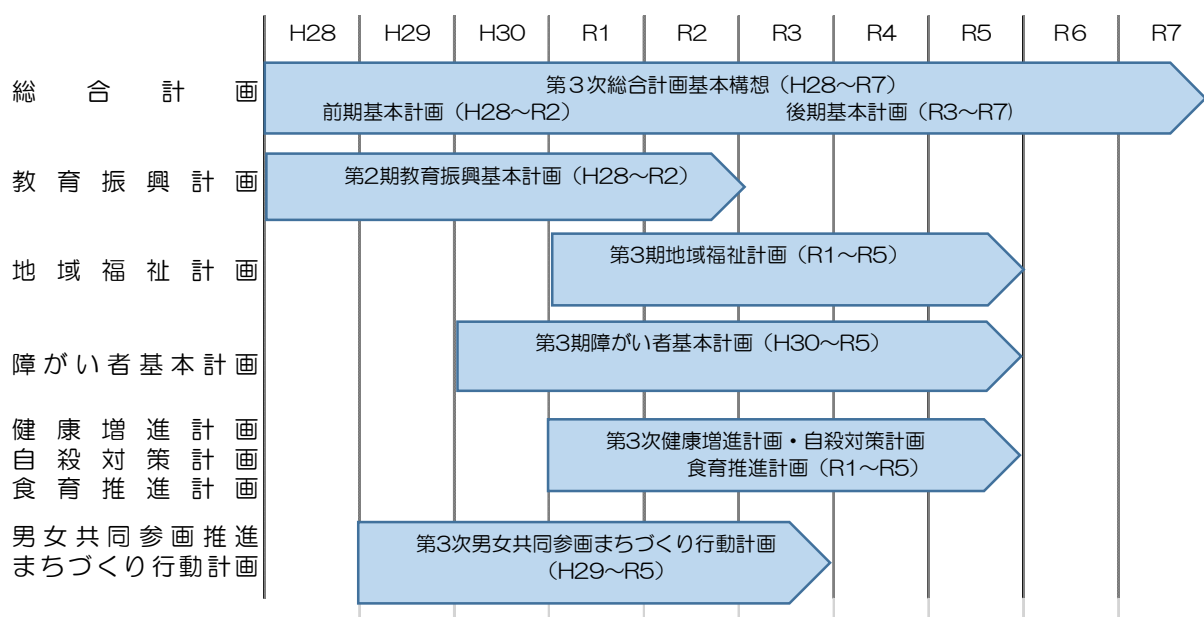
本計画は、町の最上位計画である「会津美里町総合計画」をはじめ、「会津美里町教育振興基本計画」や各種法律に基づく関連計画との整合、連携を図るとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を包含するものとします。

◇次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

【各種関連計画】



(3) 計画の期間

計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに柔軟に対応するため、適宜計画の見直しを行うものとしています。

平成 27	28	29	30	令和 1	2	3	4	5	6 年度
会津美里町子ども・子育て支援事業計画 (第 1 期計画)									
					会津美里町子ども・子育て支援事業計画 (第 2 期計画)				

4 子ども・子育て支援制度の概要

（１）制度の目的

「子ども・子育て支援制度」（以下「制度」といいます。）は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されるもので、次の3つの目的を掲げています。

- ① 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供
- ② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実

（２）制度の主な内容

この制度の主な内容は次のとおりです。

- ① 幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること。
- ② 地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること。
- ③ 地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ること。

（３）給付・支援事業について

この制度のもとで、行政が保護者等に提供するサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。「子ども・子育て支援給付」には、従来の子どものための教育・保育給付のほか、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴う法改正により、新たに子育てのための施設等利用給付が追加されました。

子ども・子育て支援給付

① 子どものための教育・保育給付

○ 施設型給付

認定こども園、幼稚園（※１）、保育所（※２）

※１ 私立幼稚園は、新制度に移行する施設のみ対象。

※２ 私立保育所は、現行通り、市町村が保育所に委託費を支払う仕組み

○ 地域型保育給付

小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育

- ② 子育てのための施設等利用給付
 - 施設等利用給付
幼稚園（未移行）、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等
- ③ 子どものための現金給付
 - 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する。
（下記の事業は、法で定められたものです。）

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業等
- ⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑦ 子育て短期支援事業
- ⑧ 延長保育事業
- ⑨ 病児保育事業
- ⑩ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑪ 妊産婦健診事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ⑭ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

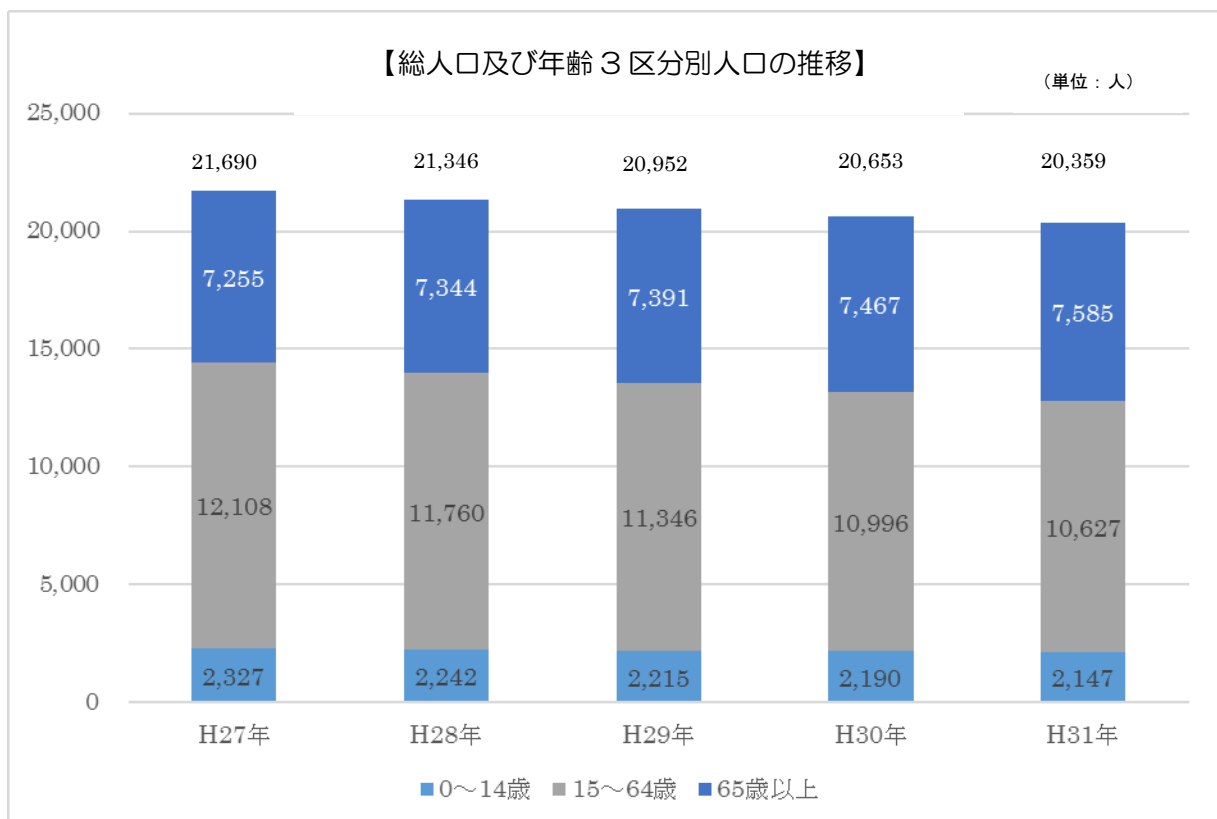
第2章 子ども・子育てを取り巻く現況

1 会津美里町の人口動態

本町の総人口についてみると、長期的な減少傾向が続いており、平成 27 年からの 5 年間についてもその傾向は変わらず、対前年で確実に同程度の減少が続けています。平成 31 年 4 月 1 日時点で 20,359 人となっており、このままていくと数年のうちに 2 万人を割り込む状況となっています。

人口 3 区分の割合は、年少人口（0～14 歳）は減少傾向となっている一方で、高齢人口（65 歳以上）は増加傾向となっており、平成 31 年 4 月 1 日時点で 3 割を大きく超えています。

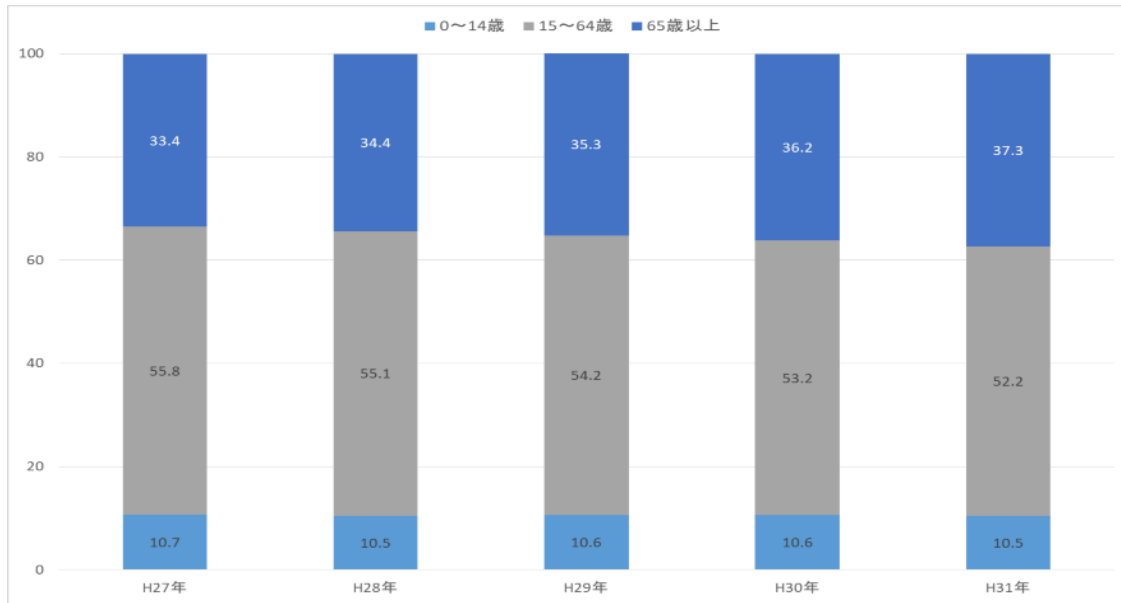
世帯数についてはほぼ横ばい状態ですが、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加等により、1 世帯当たりの人員は減少し続けています。



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

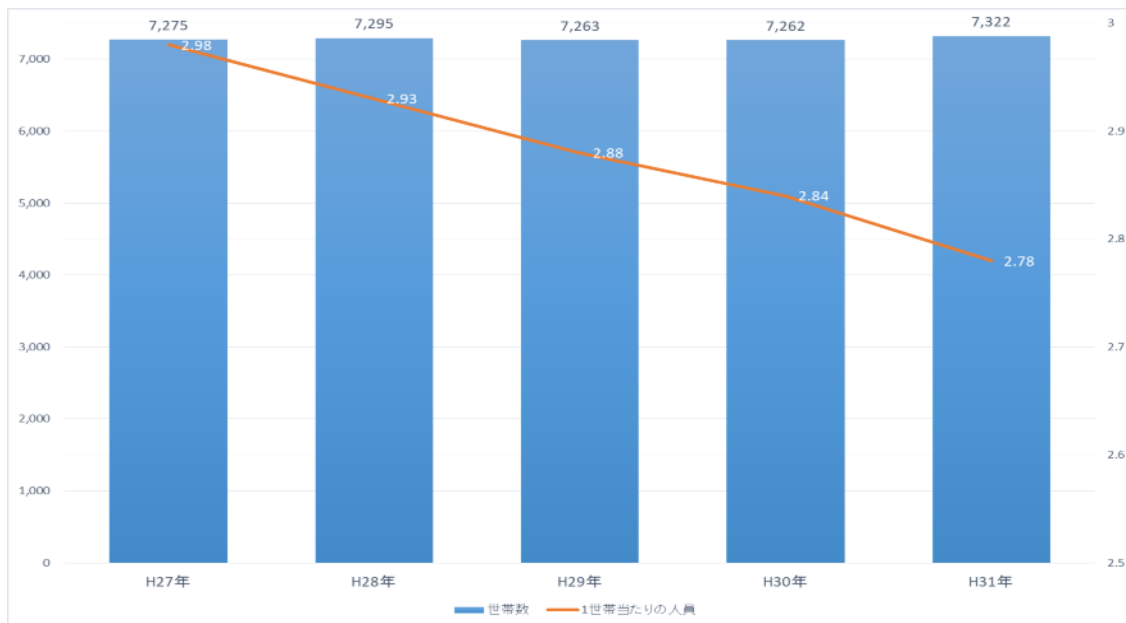
【年齢 3 区分別人口の推移】

(単位：%)



【世帯数と 1 世帯当たりの人員の推移】

(単位：世帯、人)

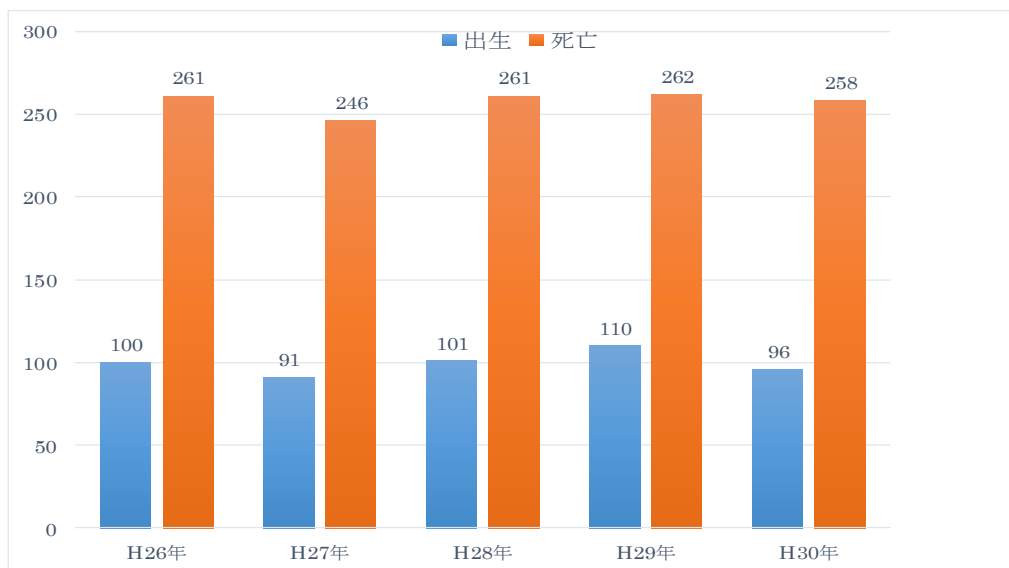


資料：住民基本台帳（平成 31 年 4 月 1 日現在）

出生と死亡についてみると、出生に対して死亡が上回って推移しており、毎年 150 人程度が自然減により減少しています。転入と転出については、転入に対して転出が上回って推移しておりますが、転入者が増加傾向にあるため、社会減による人口減少の幅は縮小傾向にあります。

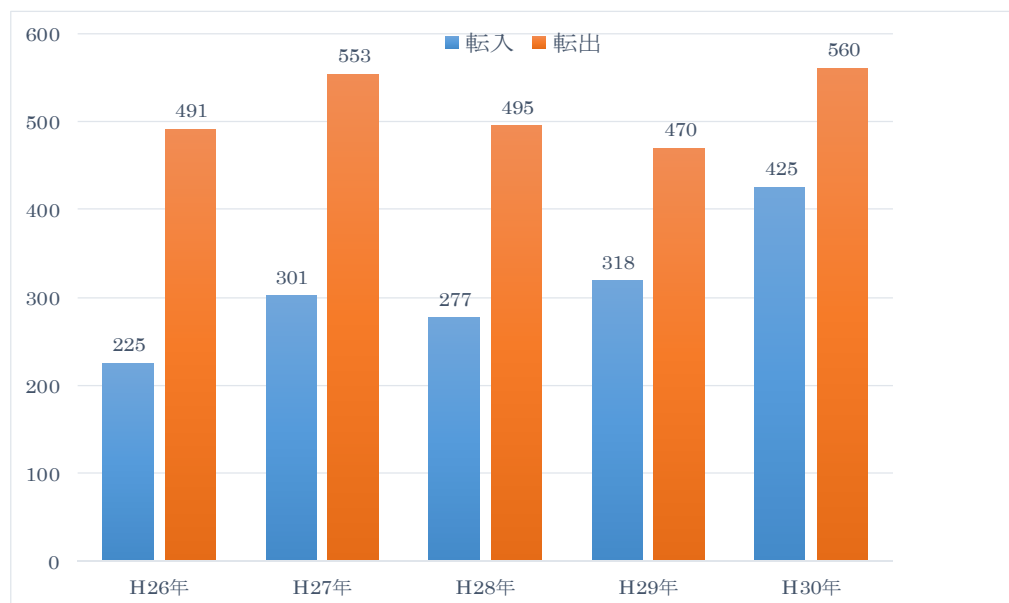
【出生と死亡】

(単位：人)



【転入と転出】

(単位：人)

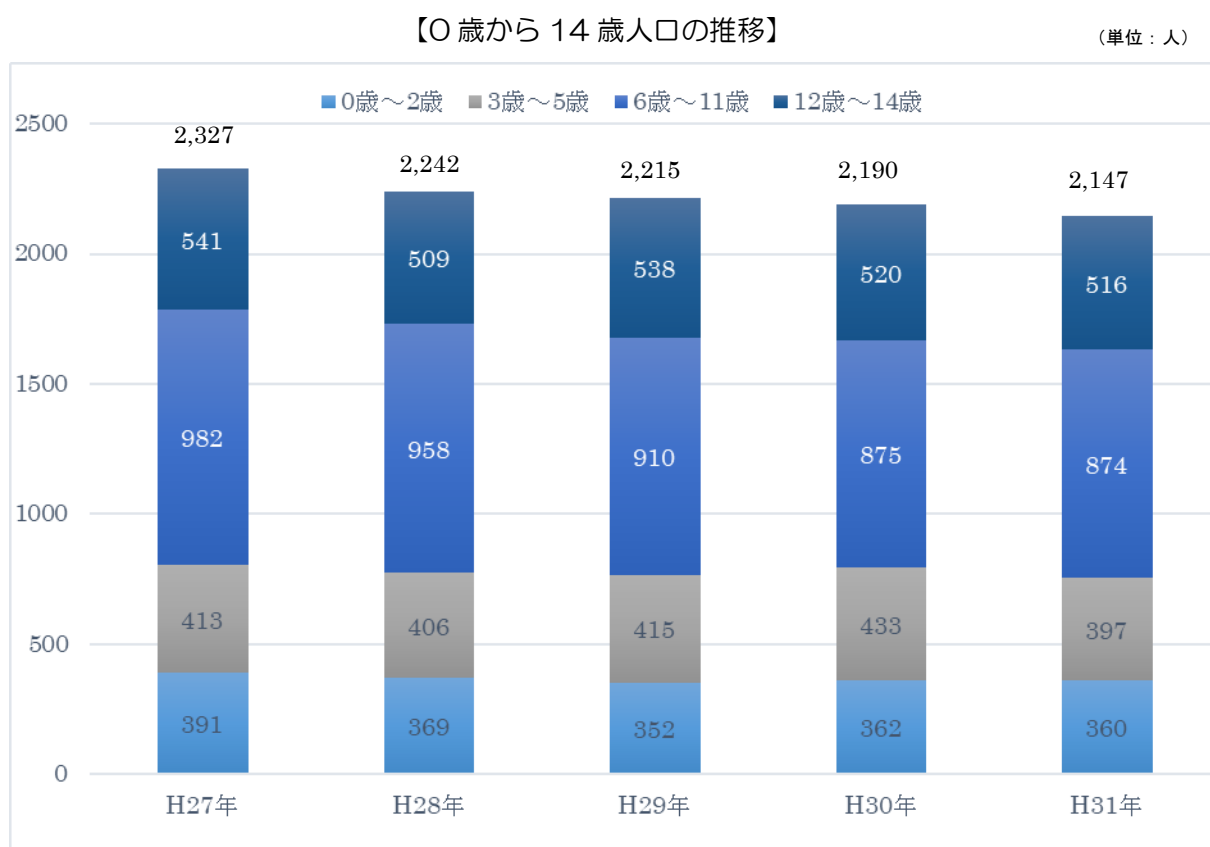


資料：住民基本台帳

2 教育・保育に関する状況

(1) 0歳～14歳人口

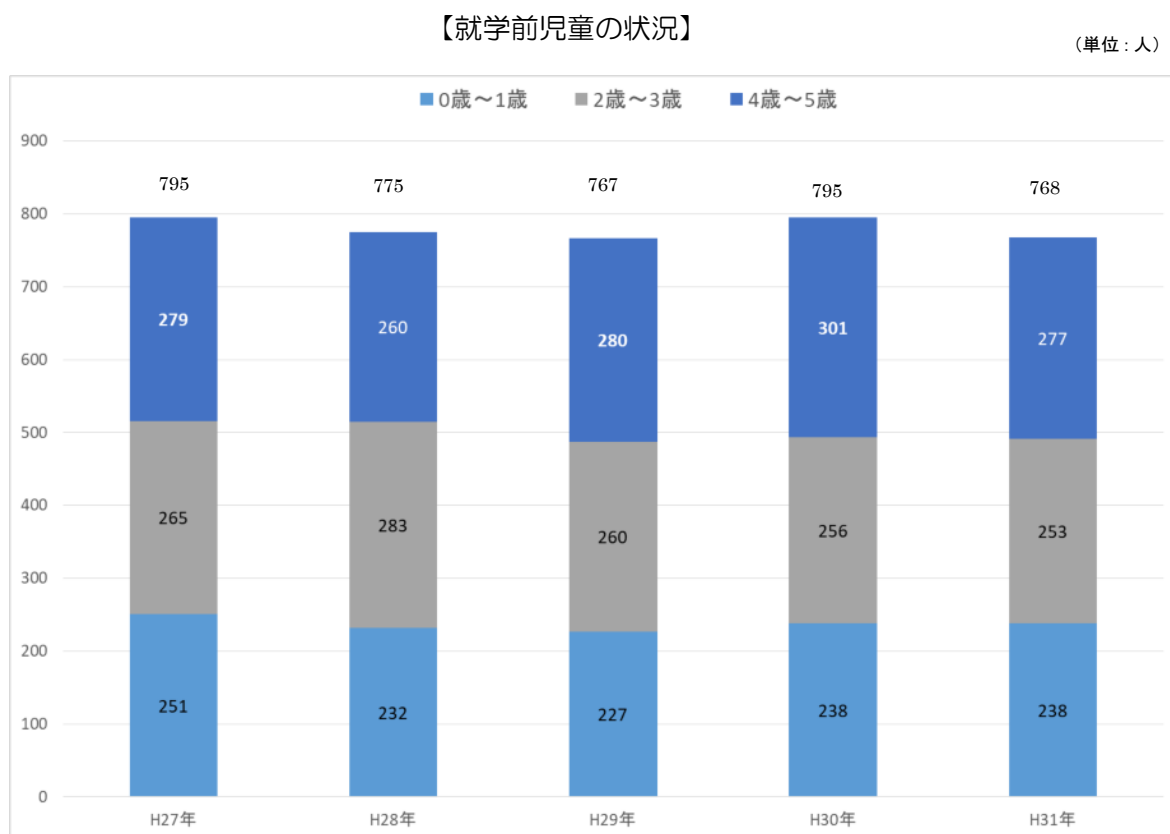
0歳～14歳人口についてみると、長期的な減少傾向の中で、平成27年からの5年間に
ついても、急激な減少はないものの、毎年少しずつ減少しており、平成31年4月1日時
点で2,147人となっています。今後の5年間に ついても、ほぼ同じ傾向が続くと見込まれ
ます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

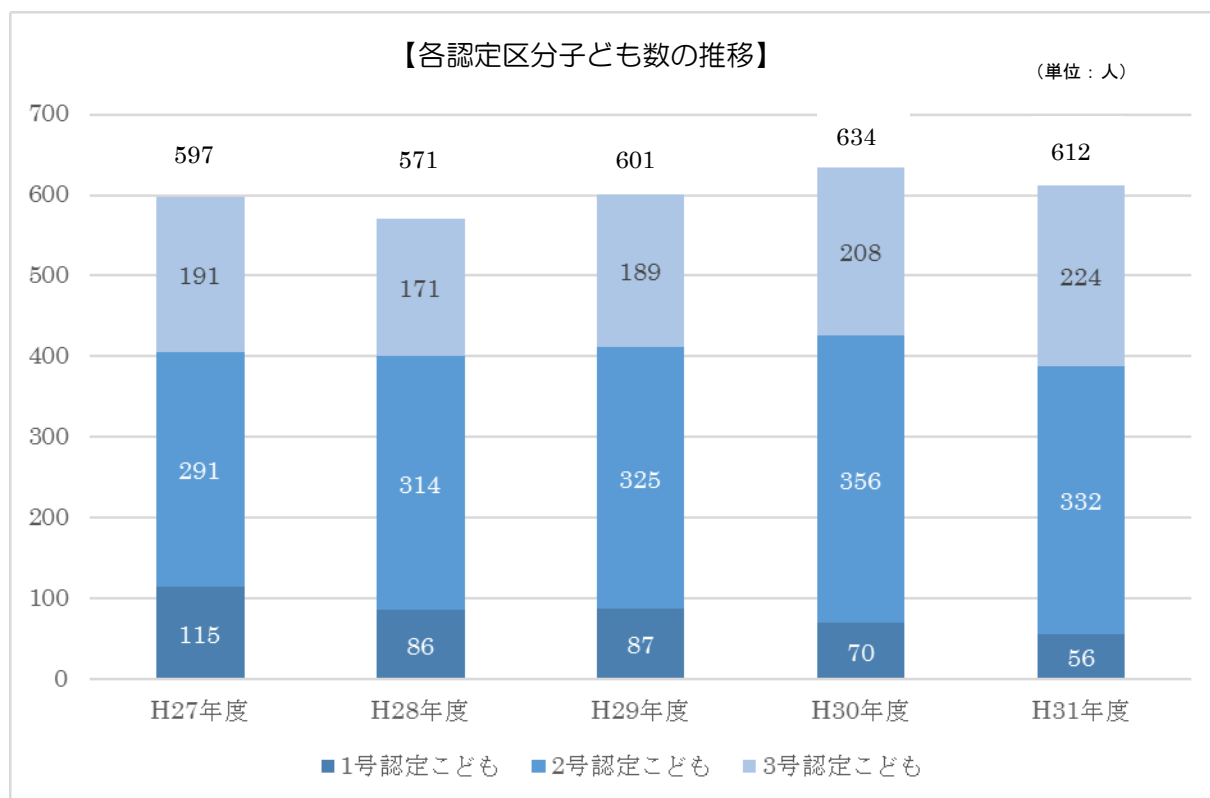
(2) 就学前児童の状況

就学前児童の状況についてみると、長期的には減少傾向ではありますが、平成 27 年からの 5 年間についてみれば、ほぼ横ばい状態となっており、平成 31 年 4 月 1 日時点で 768 人となっています。今後 5 年間についても、ほぼ同じ傾向が続くと見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

認定区分ごとの子どもの数については、保育需要の増加により、1号認定子ども（満3歳以上の子どもで教育認定を受けた者）の数は年々減少傾向にありますが、2号認定子ども（満3歳以上の子どもで保育の必要性の認定を受けた者）及び3号認定子ども（満3歳未満の子どもで保育の必要性の認定を受けた者）の数は増加傾向にあります。今後も夫婦共働き家庭の増加や核家族化の影響により、この傾向は続く予想されます。



資料：福祉行政報告例（各年4月1日現在）

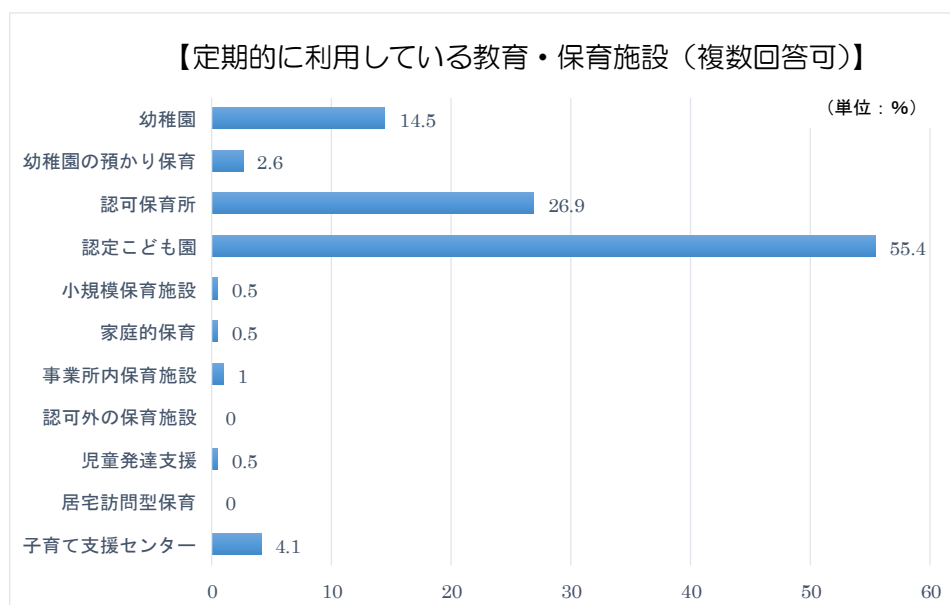
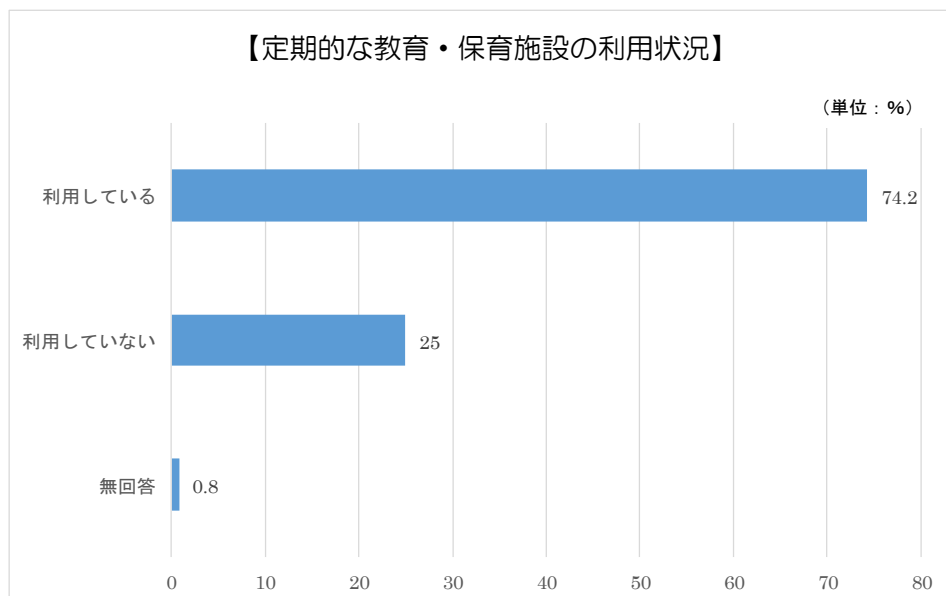
【平成31年度（令和元年度）入園状況（町内施設のみ）】

区 分	園	人 数
認定こども園	認定こども園ひかり	191人
	認定こども園さぼう	118人
	本郷こども園	179人
	新鶴こども園	107人

資料：教育文化課（平成31年4月1日現在）

定期的な幼稚園・保育所等の利用についてみると、「利用している」割合が7割を超えています。

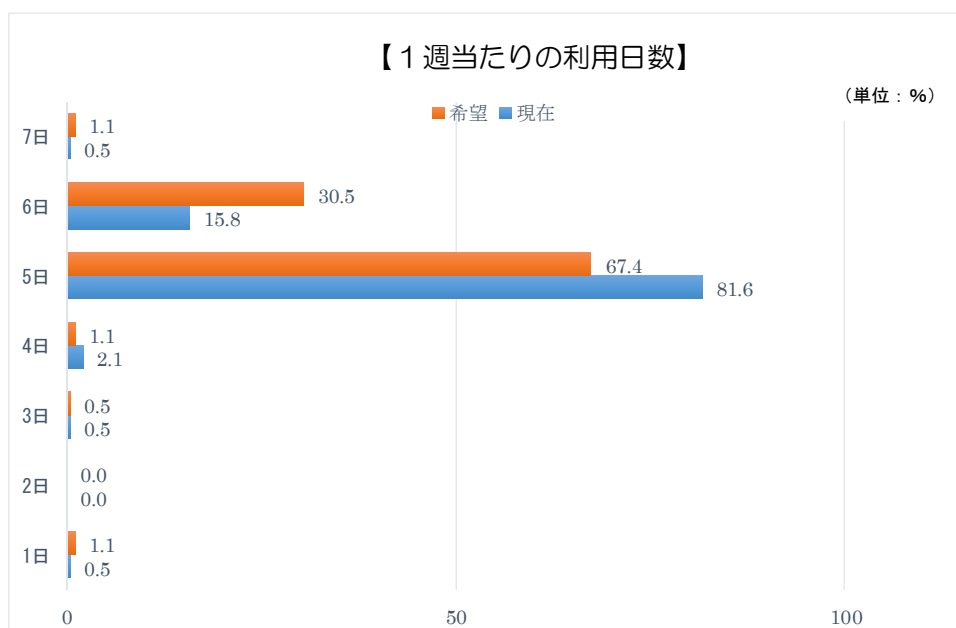
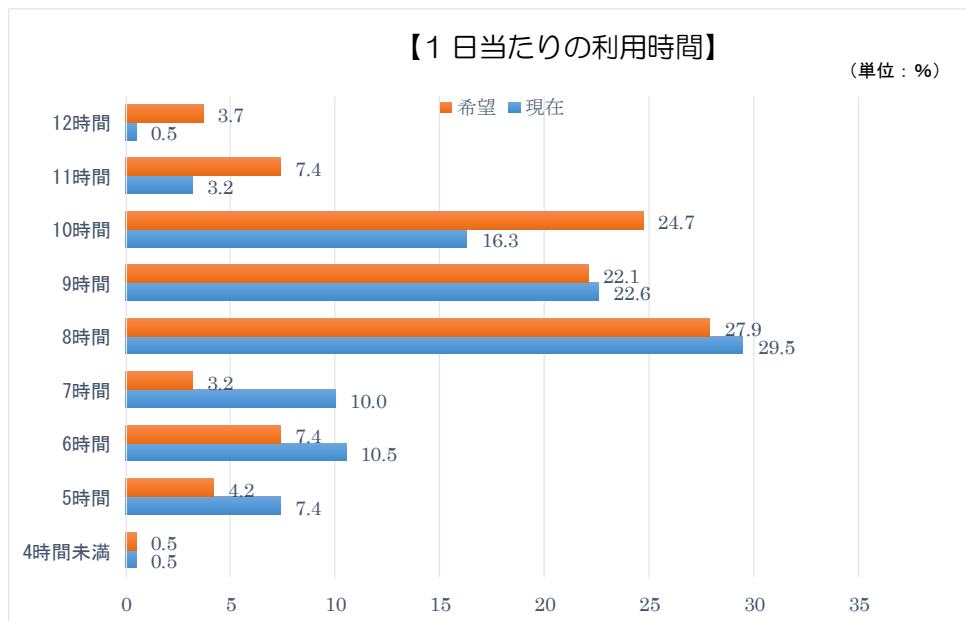
定期的にご利用している施設は、「認定こども園」が5割を超え最も多く、ついで「認可保育所」、「幼稚園」となっていますが、保育需要の増加により幼稚園の利用は減少しています。



資料：会津美里町子育てに関するニーズ調査（平成31年2月実施）

教育・保育事業の利用時間等の現在と今後の利用希望についてみると、1日あたりの利用時間では、現在・希望ともに「8時間」が最も高く、それぞれ29.5%・27.9%となっています。また、1週間あたりの利用日数では、「現在」・「希望」とともに「5日」が最も高く、それぞれ81.6%・67.4%となっています。

1日当たりの時間や1週間当たりの日数が増えるに連れて、現状より希望の割合が高くなっていることから、現状よりも多くの時間、多くの日数の潜在的保育ニーズがあると思われます。

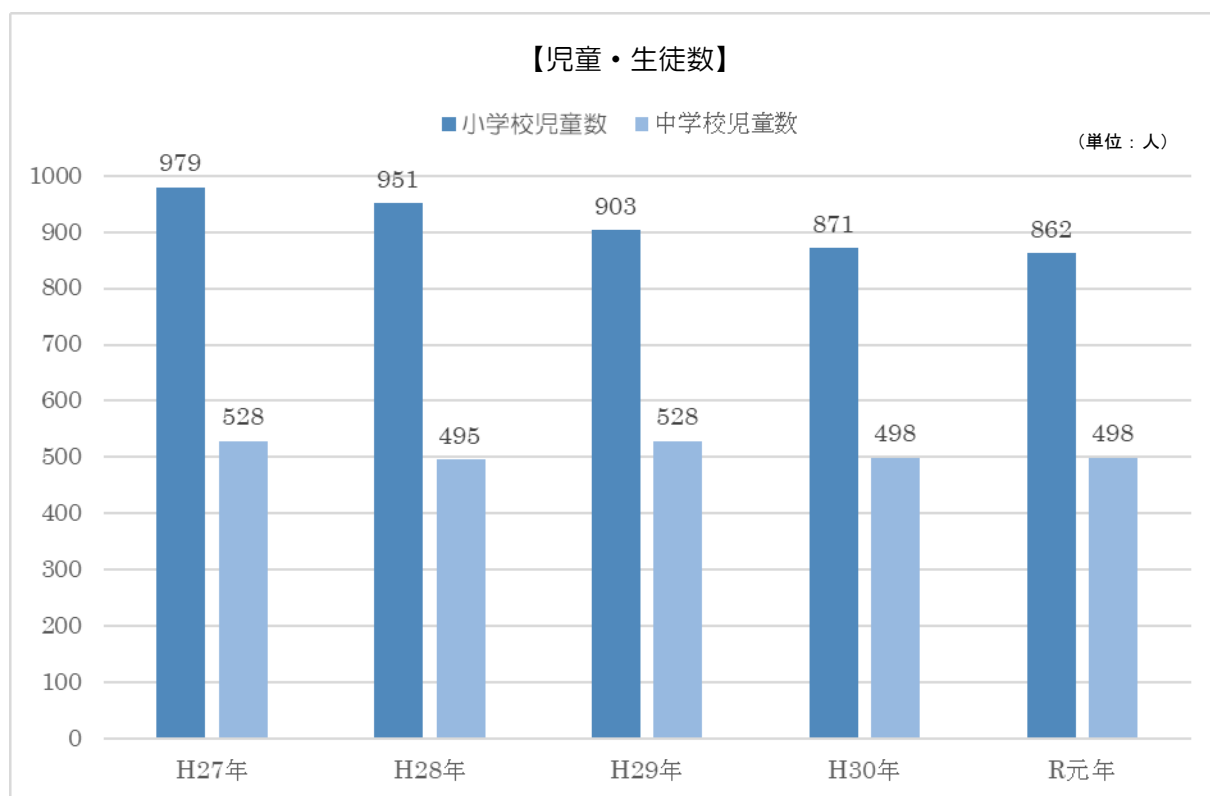


資料：会津美里町子育てに関するニーズ調査（平成31年2月実施）

(3) 就学児童の状況

児童生徒数についてみると、平成 27 年から令和元年にかけて減少傾向となっており、令和元年5月時点で 1,360 人となっています。

学童保育の利用人数についてみると、平成 29 年度以降、町内4児童クラブにおいて、対象年齢を 6 年生まで拡大したこともあり、全体では大きく増加していますが、特に 1、2 年生の低学年の利用希望が増加傾向にあります。



資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

【学童保育の利用人数内訳】

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	総数
平成 29 年	88	76	64	38	24	13	303
平成 30 年	96	78	66	44	21	21	326
令和元年	103	93	72	50	29	16	363

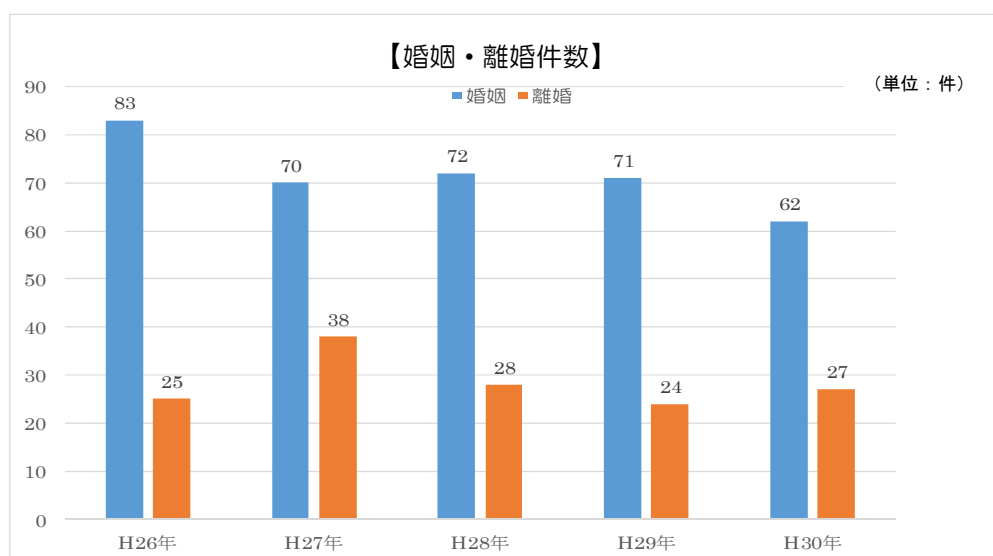
資料：教育文化課（各年 5 月 1 日現在）

3 家庭・地域の状況

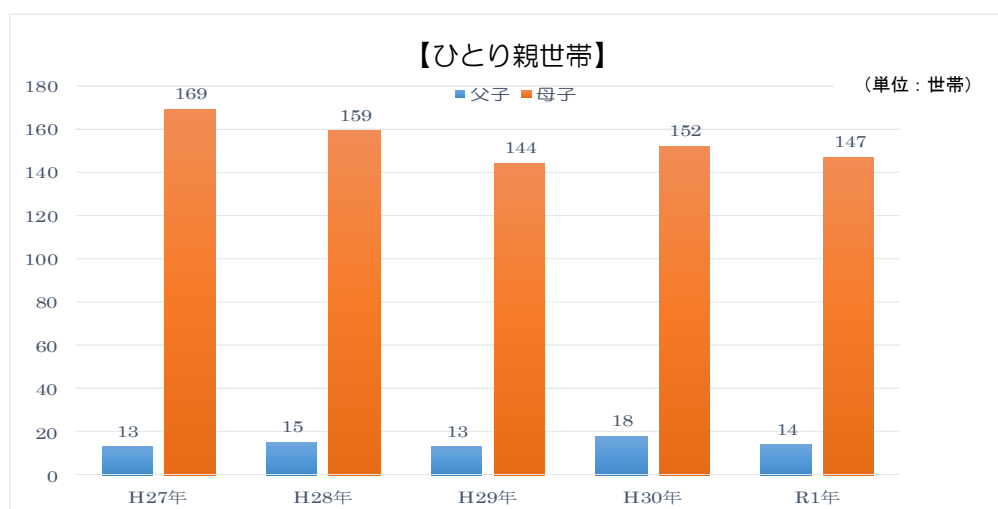
(1) 家族の状況

婚姻件数についてみると、平成 26 年の 83 件をピークに、平成 30 年にかけてゆるやかに減少傾向となっています。一方、離婚件数については若干の変動はあるものの、概ね横ばいで推移しています。

ひとり親世帯については、母子世帯数が父子世帯数を大きく上回っていますが、ともに大きな増減は見られず、ほぼ横ばいで推移しています。



資料：福島県統計年報

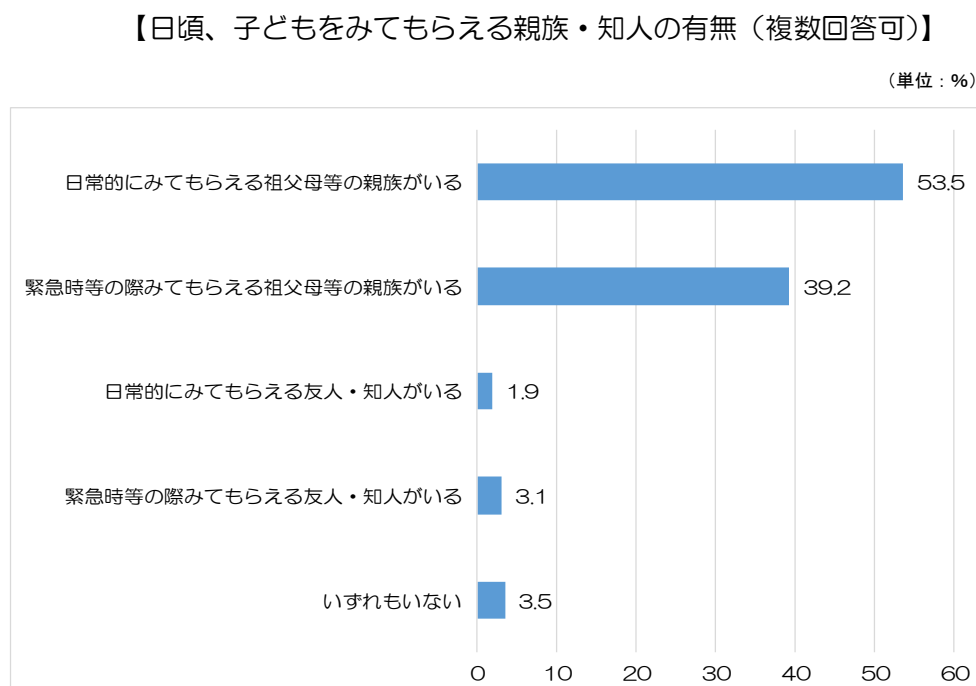
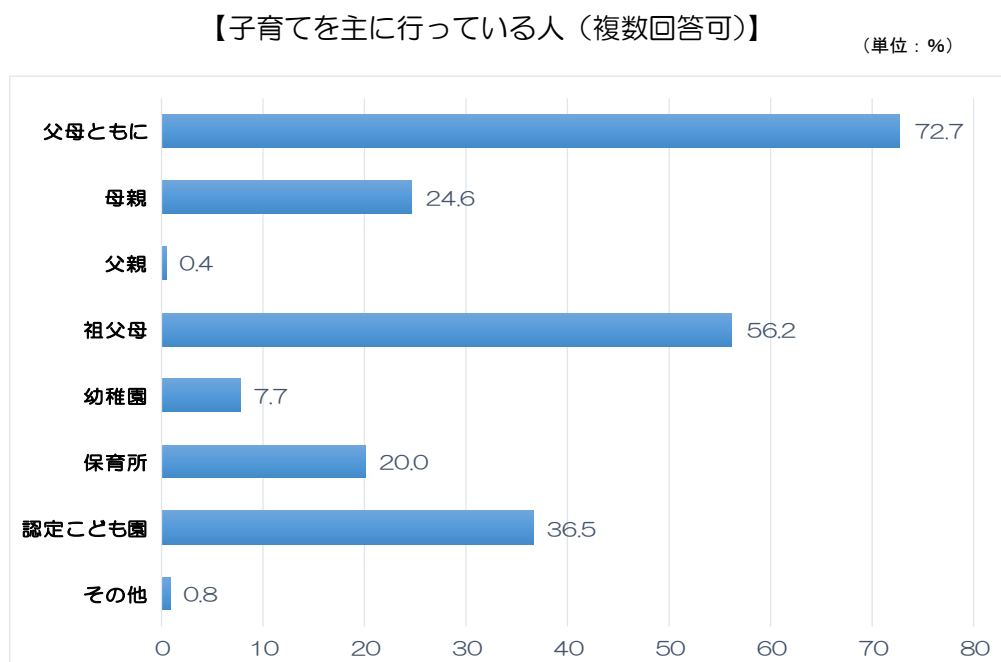


資料：母子世帯数、父子世帯数、養育者世帯数、寡婦数、ひとり親家庭医療費受給登録世帯数調べ（各年 6 月 1 日現在）

子育てを主に行っている人についてみると、「父母ともに」が72.7%と最も高く、次いで「祖父母」が56.2%となっています。

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が53.5%と最も高く、次いで「緊急時等の際に祖父母にみてもらえる」が39.2%となっています。

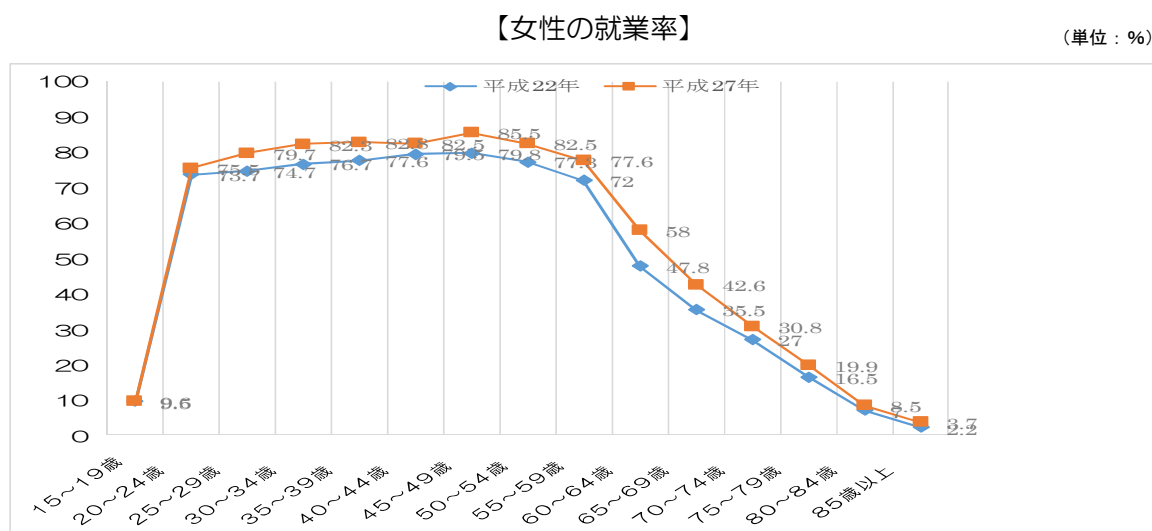
また、「いずれもない」との回答が3.5%ありました。



資料：会津美里町子育てに関するニーズ調査（平成31年2月実施）

(2) 就労の状況

女性の就業率についてみると、平成 22 年国勢調査の結果と比べ、平成 27 年調査では、ほぼ全世代で就業率が上昇しています。また、出産・子育てを迎える人が多くなる 30 歳代前半を中心に、一時的に就業率が低くなる「M 字曲線」の傾向もほとんどみられなくなっており、出産しても育児をしながら仕事を続ける人が増えている状況がうかがえます。



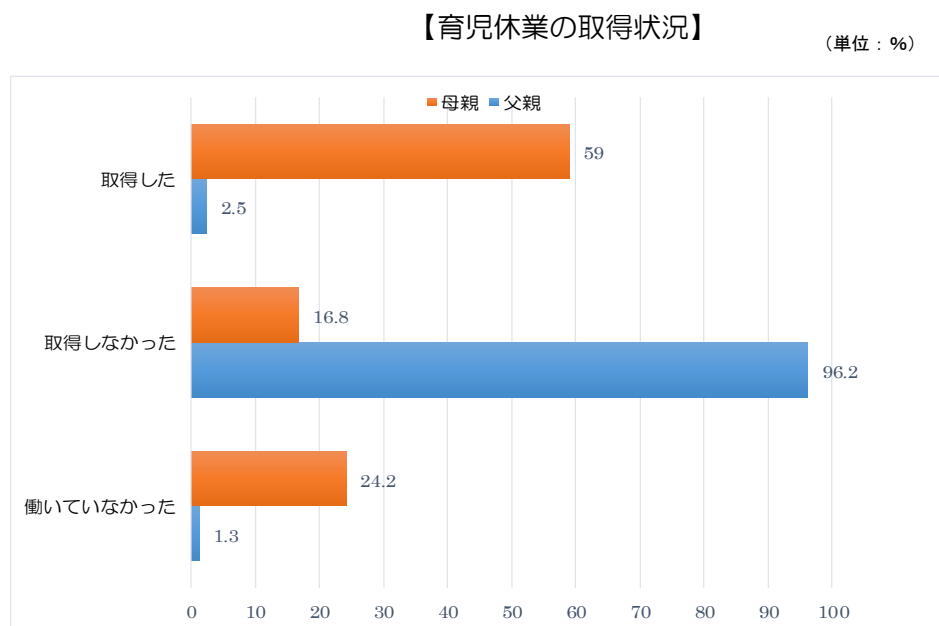
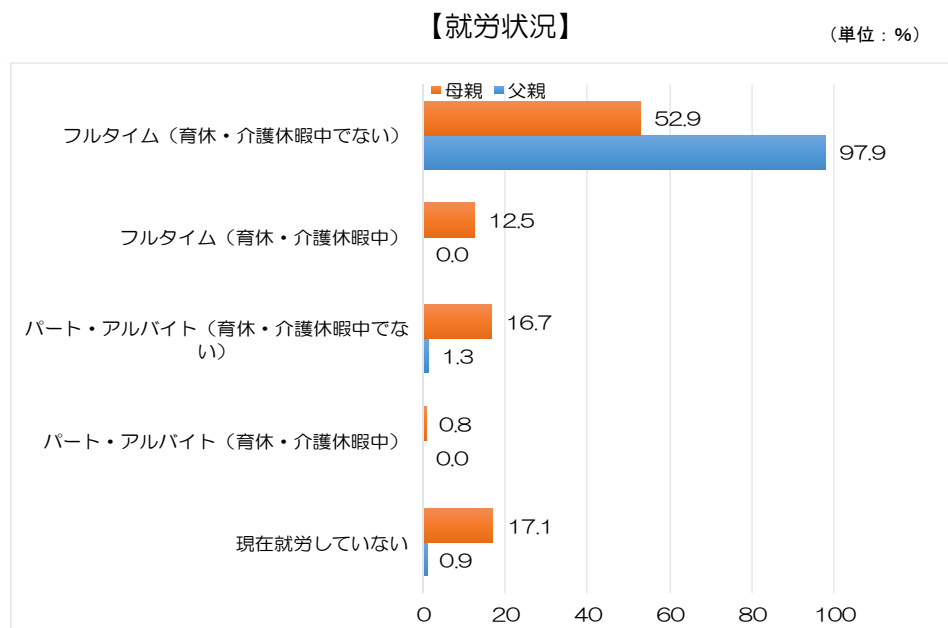
【女性の就業者数の推移】

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
15～19 歳	64 人	49 人	39 人
20～24 歳	340 人	288 人	222 人
25～29 歳	388 人	360 人	302 人
30～34 歳	327 人	375 人	386 人
35～39 歳	426 人	353 人	404 人
40～44 歳	556 人	441 人	383 人
45～49 歳	725 人	530 人	466 人
50～54 歳	755 人	675 人	544 人
55～59 歳	566 人	698 人	667 人
60～64 歳	316 人	408 人	570 人
65～69 歳	345 人	234 人	352 人
70～74 歳	303 人	228 人	201 人
75 歳以上	244 人	252 人	275 人

資料：国勢調査

就労状況についてみると、父親は「フルタイム」がほぼ100%に近く、母親も5割を超えています。

育児休業を「取得した（取得中である）」は、母親では約6割となっている一方で、父親は3%にも届かず、ほとんど取得していない状況となっています。父親が育児休業を取得しない理由の中で最も多かったのが、「配偶者が育児休業を取得したから」で、依然として「育休は女性（母親）が取得するもの」という固定観念が根強く残っていることがうかがえます。



資料：会津美里町子育てに関するニーズ調査（平成31年2月実施）

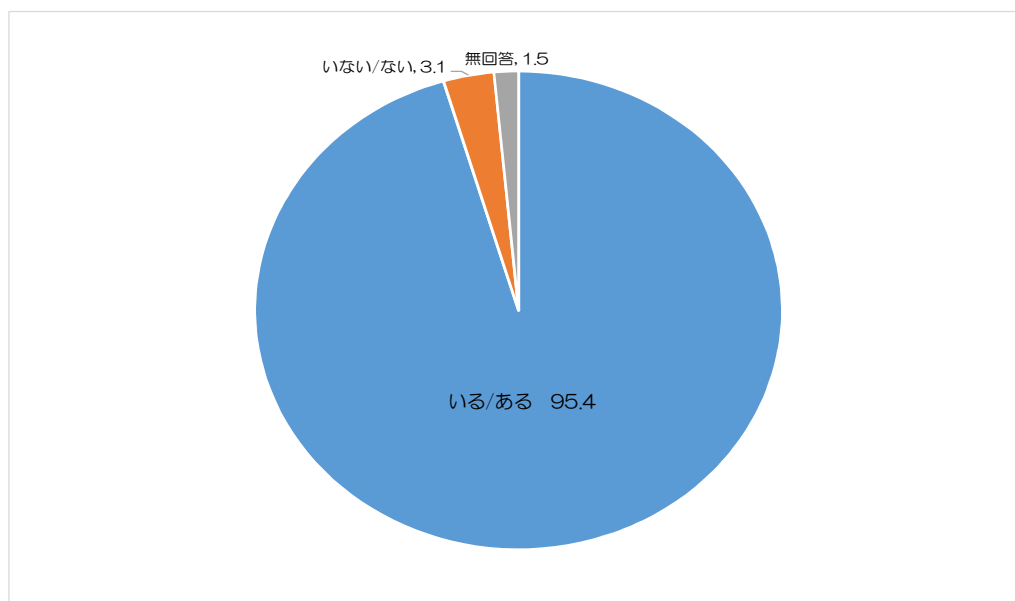
(3) 子育ての状況

子育てをする上で、気軽に相談できる人・施設についてみると、「いる／ある」は9割を超え高くなっていますが、「いない／ない」もわずかにみられます。

相談相手としては、「祖父母等の親族」が最も高く、次いで「友人や知人」となっていますが、日ごろから直接子どもに接している保育士、教諭等の割合も高くなっています。

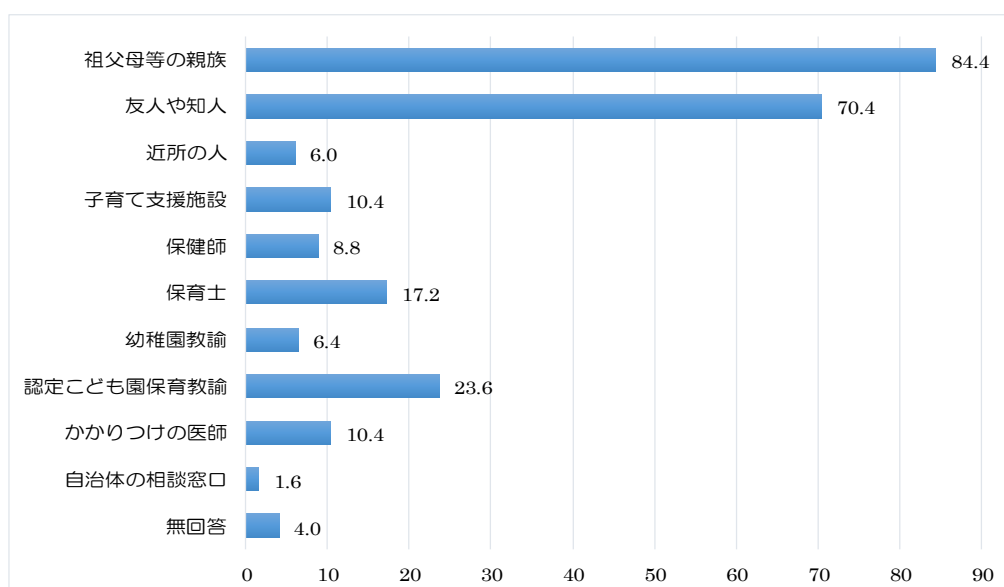
【相談相手の有無】

(単位：%)



【相談相手】

(単位：%)



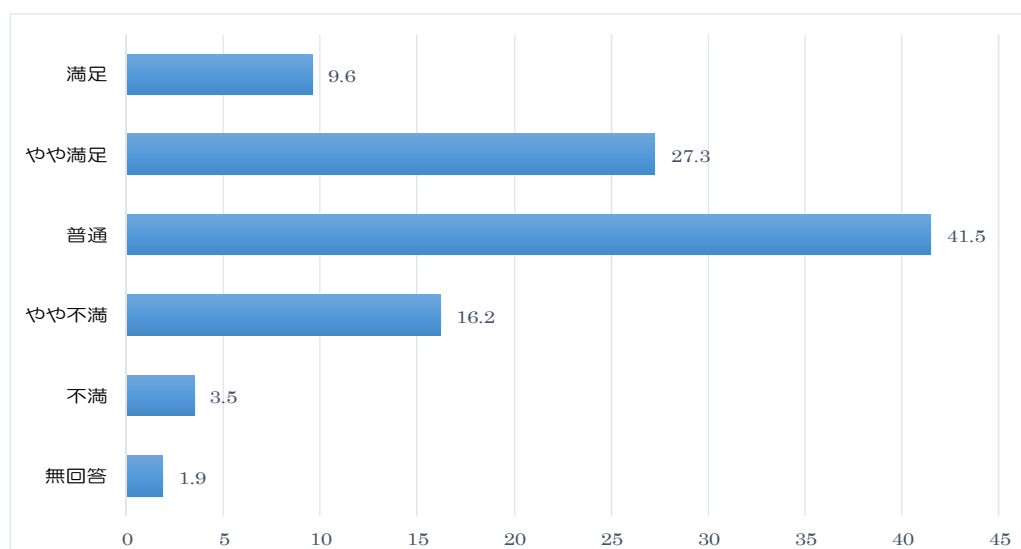
資料：会津美里町子育てに関するニーズ調査（平成31年2月実施）

会津美里町の子育ての環境や支援への満足度についてみると、「満足」と「やや満足」は、4割弱で、「普通」が4割強となっており、全体で8割程度となっていますが、「やや不満」と「不満」と回答した方も2割程度みられます。

「満足」、「やや満足」と回答した理由としては、「保育料軽減制度やその他の子育て支援制度が充実している」、「保育士や保健師等の対応がよい」、「子育て支援センターや様々な子育てイベントがある」などでしたが、「やや不満」、「不満」と回答した理由として、「小さな子どもを遊ばせる公園や屋内施設が少ない」、「保育施設が少ない、選択できない」、「子育て支援サービスの利用手続きが煩雑」、「病気の子どもを預かってくれる施設がない」などの意見がありました。

【会津美里町は子育てしやすい町だと思うか（子育てに関する満足度）】

（単位：％）



資料：会津美里町子育てに関するニーズ調査（平成31年2月実施）

第3章 計画の基本理念と基本的な視点

1 基本理念

子どもの成長と子育てを地域全体で支え、子どもの生命と
人権が尊重される、子育てのしやすいまちづくり

いつの時代でも、子どもの健やかな成長は親の願いであると同時に、社会全体の願いでもあります。

しかし、現在の社会においては、核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化により、子育てが孤立化し、子育てに伴う不安や負担が大きくなっている状況にあります。

また、近年、児童虐待や子どもの貧困が深刻化し、全国的な問題となっています。

そのような中で、子どもが健やかに成長できるよう、家庭や地域、学校、幼児施設などが子どもの視点に立ち、子どもたちの生命や権利が十分尊重される子育て社会を構築していくことが切望されます。

そして、その子どもたちを育てる父親や母親、そしてこれから子どもを産み育てる次世代の親が、子育てに対する喜びを実感することができ、また、子育ての意義について理解を深めることができるように行政と地域全体で支援していきます。

本計画では、第1期計画の理念を踏まえ、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の様々な変化に対応して、『子どもの成長と子育てを地域全体で支え、子どもの生命と人権が尊重される、子育てのしやすいまちづくり』を基本理念とします。

2 計画の基本的な視点

(1) 子どもの視点

子どもの健やかな成長を支援する基盤づくり

子育てが孤立化し、子育てに伴う不安や負担が大きくなっていくなか、その影響を受けるのは子どもであることから、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮し、子どもの視点に立った取組を進めていきます。

また、子どもは次世代の親になるという認識のもと、子どもたちの健やかな発育・発達とよりよい生活習慣を形成し、生涯を通し健やかに心豊かに生活するために、家庭・幼児施設・学校・地域が連携し、健康づくりの推進及び教育力の向上を図ります。

（２）親の視点

安心して子どもを産み、子育てを楽しむことができる環境づくり

親もまた、日々の子育てを通して成長します。

すべての親が、心身ともにゆとりを持って楽しく子育てをすることができ、子どもが健やかに育つことのできる環境づくりのために、柔軟かつ総合的な取組を進めていきます。

（３）地域の視点

子育てがしやすい地域づくり

すべての家族が安心して子育てができ、地域全体で子育てを支えることができるような地域づくりを進めていきます。

３ 基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、前述の３つの基本的な視点の中で、次の５つを基本目標として、総合的に施策を推進します。

▶基本目標１ 子どもの健全育成と教育・保育の環境整備

次世代の担い手である子どもが、個性豊かに生きる力を伸ばすために、子どもの実態を踏まえ、家庭・幼児施設・学校・地域の教育力を向上させるための支援の充実を図り、子どもを産み育てることの喜びを実感できる環境の整備を推進します。

▶基本目標２ 親と子の健康の確保及び増進

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、安心して産み、ゆとりを持って育てるための基盤となるものです。妊娠・出産・子育てが安全に、かつ快適にできるよう、妊娠早期からの心身の健康管理・指導及び親と子どもの心と体の健康づくりに対する支援を充実し、乳幼児期から生活習慣病の予防等に取り組み、安心して子育てができる環境を整えます。

▶基本目標３ 子育て支援の充実

子どもの幸せを第一に考えて、子育てをしているすべての人が安心して子育てができるよう、地域における様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

また、支援が必要な児童や家庭へのきめ細やかな支援や子育て家庭の経済的な負担の軽減を図る取組を推進します。

▶基本目標4 子育てと仕事の両立支援

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育ての時間や家庭、地域、自己啓発にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、国や県、関係機関と連携し、社会全体で仕事と子育ての調和が図れるよう努めます。

▶基本目標5 子どもにとって安全で安心な地域づくりの推進

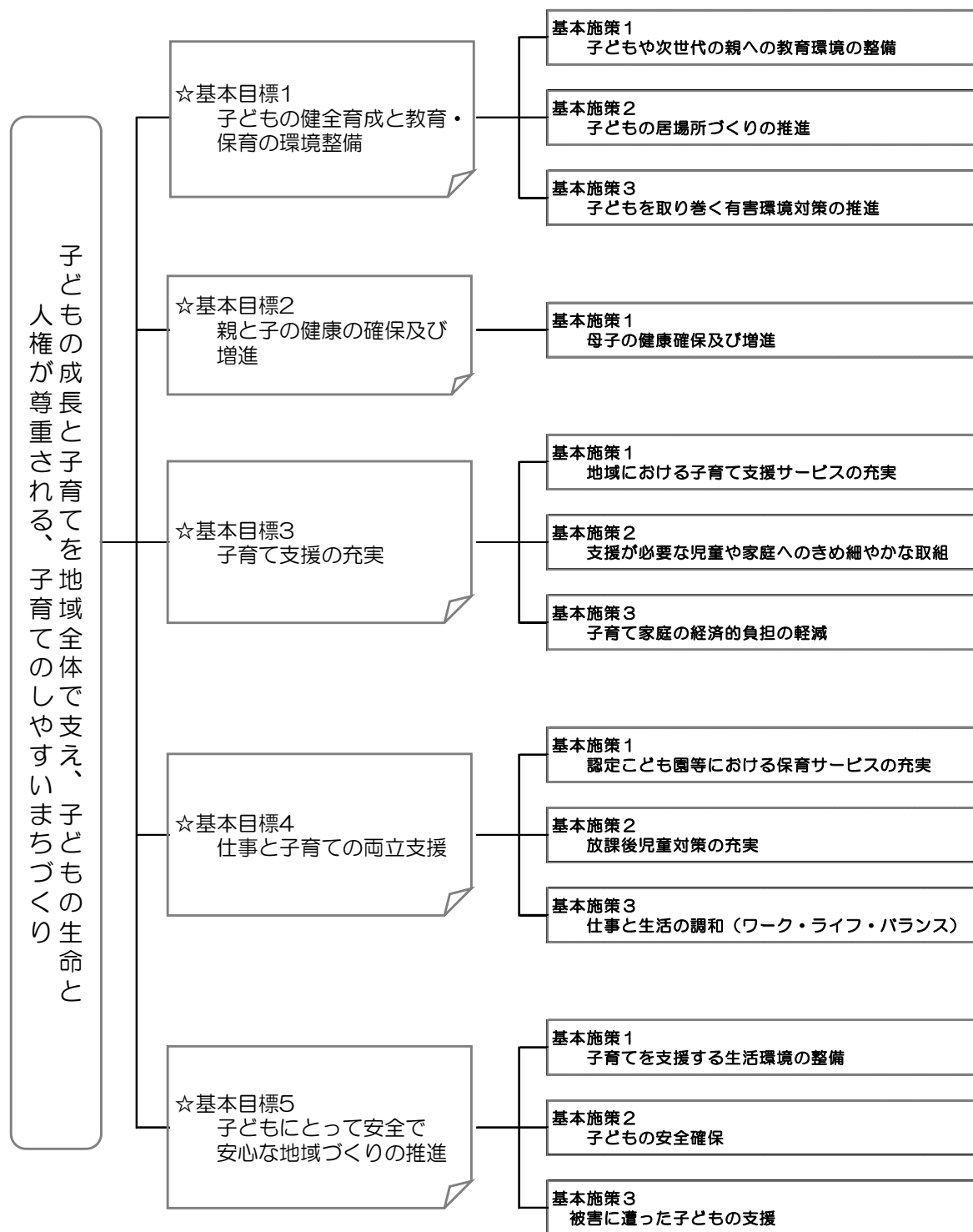
核家族化や都市化の進行によって、子どもを取り巻く環境の悪化が危惧されています。子どもや保護者が事故や犯罪に巻き込まれることを防ぐため、関係機関等と連携した活動を推進します。

第2期会津美里町子ども・子育て支援事業計画の施策体系

<基本理念>

<基本目標>

<基本施策>



4 施策の方向

基本目標 1 子どもの健全育成と教育・保育の環境整備

子どもたちが、健全かつ豊かに育っていくことができるよう、幼児教育・保育の場を整備していくと共に、将来親となる子どもたちが親となるために必要な知識・情報を学び、子どもを産み育てる意義・素晴らしさを理解していけるよう、家庭や学校及び地域全体で見守り、育んでいくことを目指します。

▷基本施策 1 子どもや次世代の親への教育環境の整備

① 子どもの生きる力の育成

子どもに「他の人のために何かをしてあげることの喜び」や「達成感」を感じられる地域活動の創出を行います。

また、次世代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、認定こども園、学校はもとより地域の教育力を活かした事業を推進します。

さらに、子ども自身が、様々な自主活動や社会活動の場を通じて、他人と共に協調し他人を思いやる心や、感動する心、豊かな人間性など「共に生きる力」を育む教育、一人ひとりをかけがえのない存在として認め合う人権尊重の教育を推進します。

② 次世代の親の育成

中高校生等が、将来の結婚及び子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、認定こども園・子育て支援センター等で職場体験や研修等の受け入れにより、乳幼児とふれあう機会を広げる取組を推進します。

③ 幼児教育・保育環境の整備

幼児期の人間形成は、認定こども園のほか、家庭での保育など、場所にかかわらず人の一生の基礎となる重要なもので、幼児は生活や遊びの中から情緒的・知的な発達につながり社会性を身につけていきます。

このため将来に向け子どものよりよい環境づくりを目指します。

- 一人ひとりの子どもが伸び伸びと学び、遊べるよう、安心・安全な教育・保育環境の整備を図ります。
- 子どもの発達に必要な知識の習得や豊かな心を育むため、幼児教育の充実を図り

ます。

- よりよい「ひとづくり」に向け家庭・幼児施設・地域が一体的に連携し、補完し合うシステムづくりを検討します。
- 幅広い生活体験や自然体験の中から創造性・道徳性を育む人づくりを進めていきます。

▷基本施策 2 子どもの居場所づくりの推進

① 子どもの居場所・活動拠点づくり

地域社会における子どもの数の減少は、友達との遊びを通じての学びの機会を減少させ、子どもの社会性の形成に大きな影響を及ぼします。

こうした状況を踏まえ、放課後などに子どもたちが学年の異なる友達と自由に遊んだり、地域の人々と交流できる機会を設け、人づきあいについて学んだり、社会のルールを身につけたりすることは大切です。

就労家庭の子どもか否かにかかわらず子どもたちが交流し、全ての子どもが利用できる場所の確保、サービスの充実を図るため、放課後子ども教室やスポーツ少年団など放課後等における子どもの居場所・活動拠点づくりを推進します。

② 地域人材の活用・生涯学習の推進

「子どもの居場所づくり事業」を推進するため、地域の大人が参加し、地域が一体となって子どもたちを見守ることができる環境づくりを進めます。様々な経験や知識等を有する地域の人材を活用しながら、子どもたちの学習機会の創出を推進します。

▷基本施策 3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

① メディアコントロールの推進

現在、携帯電話やインターネットの利用は低年齢化の傾向にあり、SNS やオンラインゲームなどへの過度な依存は、学習や生活意欲の低下を招くほか、様々な被害・犯罪等に巻き込まれる危険性を孕んでいます。

教育委員会・学校・PTA・家庭が連携し、適切な利用方法の啓発や利用に関するルールづくりなど、メディアコントロールを推進していきます。

② 薬物、喫煙防止活動の推進

最近の子どもを取り巻く環境は、薬物や喫煙に対する警戒心・抵抗感が薄れることから様々な問題が起こっています。

「なぜダメなのか」を子どもにハッキリと伝え、理解してもらえるように、関係機関と連携し、指導活動を推進します。

基本目標 2 親と子の健康の確保及び増進

安心して妊娠・出産し、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるように、保健、医療、福祉及び教育等関係機関、関係者が一体となり、地域における母子保健施策等の充実を図ります。

▷基本施策 1 母子の健康確保及び増進

① 母子保健の充実

● 母子健康手帳の交付・活用

母子健康手帳は妊娠した方に交付し、妊娠から出産、育児の健康記録として、また、妊娠、出産を通じた日常生活の注意や育児の手引き書として、母と子の一貫した健康管理と健康の保持増進に役立てるために交付しています。

今後も保健指導等を通じ、母子健康手帳の有効活用の普及に努めます。

● 妊産婦一般健康診査

妊婦の健康管理や流産の防止並びに低出生体重児の減少等を目的に、専門医療機関での診察と必要な検査を実施しており、妊婦健診を定期的に受診していただくための助成を行うとともに、個別支援が必要な妊婦には、関係機関と連携を図り、継続した支援を実施します。

また、産婦を対象に産後 1 か月健診の費用を助成し、産婦の心身の健康維持に努めます。

● 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を訪問し、発育・発達の確認及び育児等に関する不安や悩みの傾聴・相談・子育て支援に関する情報を提供するとともに、養育環境を把握し、支援が必要な家庭には、提供できるサービスの検討や関係機関と連携したきめ細やかな育児支援を行います。

● 乳幼児健康診査・健康相談

乳幼児健康診査・健康相談は、生後 3～4 か月児から 5 歳児まで発育・発達の節目をとらえた年月齢で、心身の発育・発達の確認及び疾病・異常の早期発見に努め、保護者の育児不安の軽減や養育上の問題の改善を図り、乳幼児の健やかな発育・発達の支援をします。

また、就学時の健康診査、学校保健へと引き継がれる流れを構築し、関係機関が連携して支援の充実を図ります。

● 子育て教室

乳幼児期は、基本的生活習慣を整え、人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、保護者や家庭の関わり方が重要となります。睡眠・食事・運動等生活リズムを整え、子どもとの良い情緒的交流が望まれるものの、一方で育児不安を持つ母親が多くなっていることから、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、相談体制の充実を図るとともに、親子が安心して交流ができる場を提供します。

● 子育て支援事業

乳幼児健診等において、発育・発達に経過観察を要する子どもや育てにくさ等を感じている保護者等に対し、適切な支援をすることを目的に、心理士等の専門職による子育て相談会を開催し健全な発達を促すとともに、継続支援の必要な子どもや保護者の早期発見・早期支援に努めます。

また、子育ての不安や悩みを持つ保護者や子どもへの適切な関わりが困難な保護者等に対し、産後ケア・ホームスタート等の事業を活用しながら、育児支援・指導の充実を図ります。

● むし歯予防事業

乳幼児健診、こども園、小中学校において、歯科健診及び健康教育等を実施しています。併せて1歳児からフッ化物歯面塗布、こども園年中児から中学3年生まで、フッ化物洗口を実施し、むし歯予防に努めています。

子どものむし歯予防対策は、乳児期から始まり、幼児期・学齢期と切れ目なく対策を講じていくことで効果が期待できるため、こども園、学校、歯科医等の関係機関と連携し、歯科保健対策の充実を図ります。

● 予防接種事業

予防接種は、感染症の蔓延を防ぎ、子どもの生命と健康を守るための重要な対策です。早期接種及び接種率向上のために対策の充実を図ります。

● 特定不妊治療費助成事業

医療保険が適用されない不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊にかかる経済的負担の軽減及び必要な支援に努めます。

● 子育て世代包括支援センター（母子保健型）

健康ふくし課に設置した子育て世代包括支援センターにおいて、担当保健師等が妊娠・出産・子育て等に関する相談に応じ、妊娠期から子育て期において関係機関等と連携し、切れ目のない支援を行います。今後はさらなる機能の充実と利用促進を図っていきます。

② 思春期保健の充実

思春期は、身体的発達と精神的発達の不均衡、性的関心の高まり等、一生の間で

最も変化の著しい時期です。

現在、薬物使用、喫煙、性感染症の低年齢化が深刻化する中、思春期の身体を守る正しい知識と情報を伝えるため、学校や関係機関と連携を密にし、学習機会や相談体制の充実を図っていきます。

③ 食育の推進

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくための原動力となり、基礎となるのが「食」です。生活習慣病は、食生活を含めた個人の長期にわたる生活習慣が大きく関与するため、乳幼児期から健康的な生活習慣を確立することが大切です。そのためには、保護者や子どもたちが自分の健康に関心を持ち、「食」を含めた健康管理に取り組めるように、町全体で推進していきます。

基本目標 3 子育て支援の充実

共働き家庭やひとり親家庭、障がいのある児童を養育している家庭、児童への虐待が発生した家庭、友人・知人など、頼る人のいない家庭、子育てに関する情報収集ができずに不安や負担を感じている家庭など、それぞれの子育て家庭では様々な悩みや問題を抱えています。これらの家庭が地域で孤立し、子育てに不安を抱えることのないよう、地域における子育て支援サービスの充実を図っていきます。

▷基本施策 1 地域における子育て支援サービスの充実

① 子育て支援センターを核とした子育て支援サービスの充実

● 子育て親子の交流促進

子育て中の親子がいつでも自由に集える場所（広場）の提供や、子育て親子が気軽に参加し交流できるイベントを開催し、子育てに関する悩みを共有することで不安を解消しながら、育児力を高める取組を推進していきます。

● 子育て情報の提供、相談体制の充実

子育て支援活動の情報や各種健診、予防接種、町内の公共施設、認定こども園など子育てに関する情報の提供を推進していきます。

また、子育て世代包括支援センター（基本型）としてのさらなる機能強化を図り、子どもの発育・発達や子育てに関する不安や悩みのある保護者が気軽に相談できるよう、相談体制の充実を図ります。

● 子育てサークルの育成と活動の支援

子育て中の母親や祖父母などが中心となり自主的な活動を行っているサークル等を支援し、子育てをともに楽しみ学びあうことができるように活動を推進します。

● 一時預かりの実施

急な仕事の都合や保護者の病気、妊娠・出産などによる通院、育児疲れのリフレッシュ等の際に、一時預かりの利用が気兼ねなくできるような環境づくりを推進します。

● ファミリー・サポート・センター事業、ホームスタート事業

育児の手助けができる方（提供会員）と育児の手助けを必要とする方（依頼会員）をマッチングし、一時預かりや保育施設等への送迎等の子育て支援を行うファミリー・サポート・センター事業や研修を受けたホームビジターが家庭を訪問し、妊娠・出産・子育て中の母親をサポートするホームスタート事業（産前産後子育て支援事業）のさらなる利便性の向上と利用促進を図ります。

● 子育て支援センターの施設整備

現在の子育て支援センター施設は、廃止した旧保育所施設を活用しているため、施設の老朽化も著しくなっています。今後施設の役割や利用者の利便性などを踏まえ、長期的な施設のあり方を検討し、早期に移転又は改築など整備方針を決定します。

② 幼小中その他関係機関、地域の連携による一体的な子育て支援体制の整備

認定こども園、小中学校、公民館（生涯学習センター）、保健・福祉関係機関、地域、ボランティア団体等による連携強化・情報交換・役割分担により子育て相談、育児講座や地域での交流事業の推進など、子育て支援に関する機能の充実、強化を推進します。

▷基本施策 2 支援が必要な児童や家庭へのきめ細やかな取組

① 障がい児等施策の充実

障がい児等施策の充実として、早期発見・早期支援に努め、障がい児保育の実施や障がいに応じた的確な情報提供を行い、早期に適切な医療や療育等を受けることができる体制づくりに努めます。

認定こども園で実施している障がい児保育については、教育委員会・健康ふくし課・医療機関等で連携を図り、可能な限り障がい児を受け入れる体制を整えていきます。

また、小中学校に設置している特別支援学級や通級指導教室では、一人ひとりの子どもの実態に応じた指導や合理的配慮が実践できる環境づくりに努めます。

② 児童虐待防止対策の充実

昨今、全国でも児童虐待により子どもの命が失われる事例が発生し、本町においても、児童虐待事案の発生件数、認知件数は年々増加しています。

児童虐待を未然に防ぎ、また虐待に遭った子どもを早期に発見し、支援していくためにも、要保護児童対策地域協議会を開催し、学校、児童相談所、警察等の関係機関との連携・情報共有をより密にし、子どもの安全を最優先に、迅速かつ的確な対応に努めます。

また、相談や支援体制の強化を図るための拠点づくりに向け、必要な体制整備、担当職員の専門性の向上を図ります。

児童虐待が発生する要因は、少子化や核家族化、地域の連帯の弱まり、経済的問題など様々なものが総合的に関連しているものと考えられます。保護者の心身の負

担や育児の孤立を防ぐためにも、安心して楽しく育児が出来るような仲間づくり・親を支える地域の体制づくりを進めていきます。

③ 子どもの貧困対策

子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく国の大綱や県の計画を踏まえ、町関係事業との連携を図りながら、就学援助や奨学金制度等の教育支援、生活の安定と向上に資するための支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等、子どもの貧困対策を総合的に推進するための必要な措置を検討していきます。

④ ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭への就労支援や生活支援・相談体制の充実と福祉サービスの情報提供など、きめ細やかな支援を行います。

▷基本施策 3 子育て家庭の経済的負担の軽減

① 乳幼児、児童生徒医療費助成制度の充実

医療費の一部を助成することにより、疾病または負傷の治癒を早期に促進するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、子どもが健康で安心して暮らせるように乳幼児、児童及び生徒医療費助成事業を実施します。

② 多子世帯等への認定こども園保育料等の軽減制度

幼児教育・保育の無償化により、満3歳以上の子どもにかかる認定こども園等の保育料については無償化されましたが、無償化の対象とならない満3歳未満の子どもにかかる保育料については、引き続き町独自の制度により、軽減を図っていきます。

また、認定こども園の給食費については、すべての子どもの主食費と、一定所得以下の家庭及び3子目の子どもにかかる副食費の免除を行います。

③ 新生児用品購入助成事業

子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、安心して子育てができるよう幼児の養育に必要なおむつ用品の購入を助成します。

基本目標 4 仕事と子育ての両立支援

雇用機会の拡大や女性の社会進出が進む中、働き方も多様化していることから、住民ニーズにあった保育サービスを目指します。特に 0 歳から 1 歳までの乳児保育については、年々需要が増加傾向にあることから、受入の拡大について検討していきます。

仕事と子育ての両立には、男性の参加が不可欠であることから、企業に対し子育て家庭への理解及び支援が得られるよう啓発に取り組んでいきます。

▷基本施策 1 認定こども園等における保育サービスの充実

① 乳児保育の受入拡大

乳児（0 歳～1 歳）保育については、核家族化の進行や夫婦共働き家庭の増加に伴い、需要も増加傾向にあることから、現状を踏まえ、町内の施設のみでなく近隣市町村の施設との広域調整も含め、可能な限り受入人数の拡大を図ります。

また、現在町内にはない小規模保育や家庭的保育など、地域型保育事業の民間事業者の町内参入についても積極的に支援していきます。

② 延長保育、一時預かりの充実

現在町内の公立・私立認定こども園で行っている 2 号認定子ども及び 3 号認定子どもの延長保育を継続して実施していきます。

また、現在町内の公立認定こども園においては実施していない、在園児の 1 号認定子どもの一時預かりについても、利用者のニーズを踏まえて検討していきます。

③ 病中病後児保育の検討及び実施

認定こども園に通っている子どもが病気又は病気回復期のため、集団生活が困難な場合など、ファミリー・サポート・センター事業の活用や近隣市町村等との広域的な連携など、病児保育の仕組みを検討していきます。

④ 保育人材の確保

保育サービスの充実を図るためには、保育サービスを担う人材の確保が必要不可欠です。資格取得者や潜在保育士等の情報を幅広く収集するとともに、保育士が働きやすい職場環境の整備や保育士という仕事のやりがいや魅力の向上のため、国や県とも連携しながら、保育士の処遇改善を図っていきます。

⑤ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援法の改正により、新たに追加された子育てのための施設等利用給付制度について、対象者に十分な周知を行い、円滑な実施を確保します。

▷基本施策 2 放課後児童対策の充実

① 児童クラブの受入拡大、安心・安全な環境づくり

放課後児童クラブは、学童期の発達段階に応じた対応や家庭でも学校でもない第三の場所として、生活の場とともに遊び等の多様な活動の提供が求められています。

現在町では、小学6年生まで対象年齢を引き上げていますが、核家族化の進行や夫婦共働き家庭の増加に伴い、児童クラブのニーズも高まっていることから、空き教室の活用などにより、さらなる受入人数の拡大を図っていきます。

また、子どもが家庭に替わる生活の場として過ごす放課後児童クラブの役割を踏まえ、子どもが安全に生活することができる環境づくりに努めます。

② 放課後児童支援員の資質向上

放課後児童クラブは、保育の場であるとともに、遊びや学習活動を通して児童の健全な育成を図る場でもあるため、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図るとともに、その役割を担う放課後児童支援員には、様々な研修機会等を提供し、資質の向上を図ります。

③ 放課後子ども教室との連携

現在も各児童クラブにおいては、生涯学習センター単位で実施している放課後子ども教室と連携した取組を行っていますが、今後はさらに連携を強化し、総合的な放課後対策の推進と一体的な運営に向けた具体案を検討していきます。

▷基本施策 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮した働き方の推進

仕事と子育ての両立を行うためには、企業側の理解と協力が欠かせません。男性も含めた育児休業の取得推進や出産後に仕事に復帰しやすい環境づくりなど、「仕事と子育ての両立」に理解を深めていただけるよう啓発を促進していきます。

② 男性の子育て参画の推進

固定的な役割分担意識にとらわれず、男性も積極的に子育てに参加するよう、様々な機会をとらえて啓発を促進していきます。

基本目標5 子どもにとって安全で安心な地域づくりの推進

地域で育つ子どもたちが、安心して地域で遊び・学ぶことができるような生活環境を整えていくとともに、子育て中の親子が快適に地域で生活していけるような生活環境の整備とまちづくりを目指します。

▷基本施策1 子育てを支援する生活環境の整備

① 安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れの方が安心して外出できるように、公共施設等における段差の解消などバリアフリー化を推進します。

また、公共施設等において、子育て世帯が安心して利用できるトイレ整備等を推進していきます。

② 託児サービス制度の検討

幼い子どものいる母親等が、町主催の講演会、会議、イベント等に参加しやすいように、子育て支援センター等と連携しながら託児サービス提供の仕組みを検討していきます。

▷基本施策2 子どもの安全確保

① 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもたちを犯罪から守るため関係機関による連絡体制の強化及び迅速な対応はもちろん、地域との連携を密にしていく必要があります。

あいさつ運動や地域ボランティアによる見守り活動の支援等、「子どもは地域で守る」という意識が浸透していくよう啓発活動を進めていきます。

② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通事故をなくすために大人も含めた「交通安全」「安全な運転技術」の啓発、高齢者ドライバーの運転免許返納制度等を推進していきます。

特に小中学生の通学路や就学前の子どもが集団で移動する「お散歩コース」等については、警察や道路管理者等の関係機関と連携しながら、安全対策に十分配慮します。

▷基本施策3 被害に遭った子どもの支援

① 被害にあった子どもに対する支援体制の整備

犯罪、ストーカー被害・通り魔等により、被害に遭った子どもの保護については、警察署等関係機関による協力体制が不可欠であり、迅速な対応が必要となります。

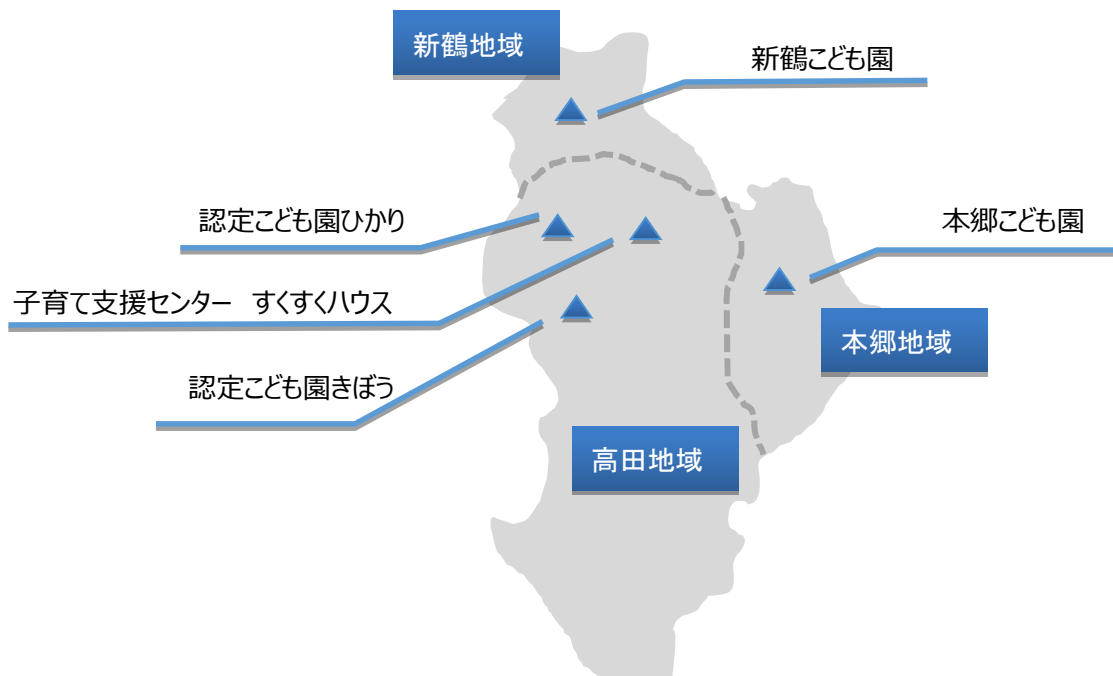
被害に遭った子どもに対しては、専門家によるケアをしていくとともに地域でのアフターケア体制の整備を行い、日常の生活に支障のないような環境づくりを進めます。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「教育・保育提供区域」を設定し、その区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとされています。区域の設定については各自治体の裁量に任されており、会津美里町では、各地域の子どもの数や地理的、社会的条件等を踏まえ、全地域を一体として「教育・保育提供区域」とします。

なお、本町の教育・保育施設は、平成30年4月に、町立さくら保育所及びひまわり保育所の閉所に伴い私立の認定こども園きぼうが開園、平成31年4月には、本郷及び新鶴の町立幼稚園・保育所が認定こども園となったことで、私立認定こども園が2施設、町立認定こども園が2施設の計4施設となっています。また、地域子育て支援事業を行う子育て支援センターを高田地域に1か所設置しています。



2 事業量の見込み・確保方策

(1) 教育・保育の量の見込み

1号認定子ども及び2号認定子どもについては、今後減少が見込まれるため、量の見込みに対する確保量については、充足できています。3号認定子どもについては、夫婦共働き世帯の増加や核家族化の進行等により、子どもの数自体は横ばいか減少傾向であっても、保育需要は年々増加すると見込まれます。町内の既存施設のみでは、量の見込みに対する確保量は十分ではありませんが、近隣市町村との広域調整や地域型保育事業の誘致等により、受入の拡大を図っていきます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

【単位:人】

		平成30年度実績				令和2年度			
		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳保育の 必要性あり)		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳保育の 必要性あり)	
				0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
①量の見込（利用見込総数）		-	-	-	-	40	319	65	166
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育所（教育・保育施設）	66	359	54	180	40	319	65	166
	地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-
②-①		-	-	-	-	0	0	0	0

		令和3年度				令和4年度			
		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳保育の 必要性あり)		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳保育の 必要性あり)	
				0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
①量の見込（利用見込総数）		37	303	67	200	34	264	69	157
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育所（教育・保育施設）	37	303	66	198	34	264	67	154
	地域型保育事業	-	-	1	2	-	0	2	3
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0

		令和5年度				令和6年度			
		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳保育の 必要性あり)		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳保育の 必要性あり)	
				0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
①量の見込（利用見込総数）		31	250	71	161	28	234	73	165
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育所（教育・保育施設）	31	250	69	158	28	234	71	162
	地域型保育事業	-	-	2	3	-	-	2	3
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

① 延長保育事業

延長保育事業については、公立と私立の全ての認定こども園で実施しています。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できています。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 【単位:人】

	平成 30 年度実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込	-	110	110	110	110	110
②確保の内容	110	110	110	110	110	110
②－①	-	0	0	0	0	0

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

現在は対象年齢を6年生まで拡大していますが、高学年の需要は比較的少ないため、現在の定員で充足できています。一方低学年の需要は近年、増加傾向にありましたが、児童数の減少により、令和3年頃から少しずつ減少する見込みです。しかしながら当面の間は、定員を超過する状況が見込まれるため、学校の空き教室のさらなる活用を検討するほか、低学年と高学年の定員設定を見直すなどして、受入人数の拡大を図っていきます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 【単位:人】

		平成 30 年度実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
低学年	①量の見込	-	275	270	245	240	235
	②確保の内容	240	275	270	245	240	235
	②－①	-	0	0	0	0	0
高学年	①量の見込	-	90	90	100	100	95
	②確保の内容	86	90	90	100	100	95
	②－①	-	0	0	0	0	0

③ 子育て短期支援事業

現在、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」については、実施しておりませんが、今後のニーズを踏まえ、必要であれば事業の実施に向け検討していきます。

④ 地域子育て支援拠点事業

子育てについての相談や援助、子育てに関する情報の提供を行います。また、地域子育てを支援するため、各種育児講座、子育てイベントの開催や子育て家庭に対し交流の場や機会を提供していきます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 【単位:人/日】

	平成 30 年度実績	令 和 2 年度	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度
①量の見込	-	30	30	30	30	30
②確保の内容	31	30	30	30	30	30
②-①	-	0	0	0	0	0

⑤ 一時預かり事業

保護者に急な用事が生じたときや、子育てに伴う心理的、肉体的負担を解消するため、子育て支援センターの一時預かりや認定こども園における預かり保育を実施しています。

低年齢児からの保育所や認定こども園への入所・入園が増加しているため、一時預かり事業の需要は減少傾向にありますが、必要量に応じた提供体制は整っており、さらなる利便性の向上に努めます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 【単位:人/月】

認定こども園における在園児を 対象とした預かり保育	平成 30 年度実績	令 和 2 年度	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度
①量の見込	-	10	10	10	10	10
②確保の内容	10	10	10	10	10	10
②-①	-	0	0	0	0	0

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 【単位:人/月】

その他（子育て支援センターに おける一時保育）	平成 30 年度実績	令 和 2 年度	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度
①量の見込	-	15	15	15	15	15
②確保の内容	15	15	15	15	15	15
②-①	-	0	0	0	0	0

⑥ 病児保育事業

現在、病児保育事業については実施しておりませんが、子育てに関するニーズ調査からも潜在的なニーズは相当数あると見込まれます。町単独で病児保育に特化した施設を設置するのは困難ですが、近隣市町村との広域的な連携やファミリー・サポート・センター事業の活用等により、病児保育に対応できる体制を構築していきます。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

現在、1か所で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。今後は、安定した提供会員（育児の手助けを行う者）の確保と人材の育成が課題です。事業のさらなる周知と、手続き方法など利用者が使いやすい事業とする検討を重ねます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 【単位:箇所】

	平成30 年度実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	-	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1	1
②-①	-	0	0	0	0	0

⑧ 妊産婦健診事業

妊産婦の経済的負担軽減を図るために15回の健診の費用を助成し、ハイリスク妊産婦等には、必要に応じて関係機関と連携を図り、適切な支援をしていきます。

また、産婦を対象に産後1ヶ月健診を助成し、産婦の心身の健康支援に努めます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 【単位:人/回】

	平成30 年度実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	-	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
②確保の内容	1,489	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
②-①	-	0	0	0	0	0

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等が乳児のいる家庭を訪問し、子どもの発育・発達の確認及び子育てに関する情報提供や育児に不安を持つ保護者に、対象者に応じた支援を行います。

また、継続的に支援の必要な乳幼児や保護者の早期発見に努め、関係機関と連携して切れ目のない支援をしていきます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 【単位:人】

	平成 30 年度実績	令 和 2 年度	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度
①量の見込	-	100	100	100	100	100
②確保の内容	105	100	100	100	100	100
②－①	-	0	0	0	0	0

⑩ 養育支援訪問事業

育児ストレスや産後うつ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、関係機関と連携し継続して支援していきます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 【単位:人】

	平成 30 年度実績	令 和 2 年度	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度
①量の見込	5	5	5	5	5	5
②確保の内容	5	5	5	5	5	5
②－①	0	0	0	0	0	0

⑪ 利用者支援事業

現在の子育て支援センター「すくすくハウス」では保育を希望する保護者の相談に応じ、保育資源・保育サービスについて、情報提供を行っております。また、単なる情報提供の場でなく、子育てニーズを把握し、関係機関との連携、調整、活動の体制づくり、地域課題の把握など、多様なニーズに対応していきます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 【単位:箇所】

	平成 30 年度実績	令 和 2 年度	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度
①量の見込	-	1	1	1	1	1
②確保の内容	-	1	1	1	1	1
②－①	-	0	0	0	0	0

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得世帯に対し、認定こども園等の実費徴収（保育料以外）がある場合など、補足給付が出来る事業となっています。現在、該当者はいませんが、発生した場合に対応出来るよう整備を進めていきます。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入や多様な事業者の能力の活用が必要となる場合に備え、整備を進めていきます。

⑭ 子どもを守るための地域ネットワーク強化事業

子ども虐待等から守るため、相談・支援拠点等の設置に向けた体制整備や児童虐待に対応する職員の専門性の向上を図ります。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

【単位:拠点】

	平成 30 年度実績	令 和 2 年度	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度
①量の見込	-	0	1	1	1	1
②確保の内容	-	0	1	1	1	1
②ー①	-	0	0	0	0	0

第5章 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取組が必要とされ、そのため、本計画を町民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取組の改善や充実に反映させていくことが重要です。

1 推進の体制

(1) 家庭や関係機関等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関の連携・協働が必要です。

本計画の推進にあたっては、家庭をはじめ、認定こども園、その他関係団体・関係機関との連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整に取り組んでいきます。

また、家庭や地域、教育・保育関係機関、行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わる様々な施策を計画的・総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

子育てに関する町民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士等の資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者の方など地域の様々な子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

(3) 町民・企業等の参加、参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、町民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。計画についてホームページ等により町民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、住民参加型のサービスの拡充など、地域による取組を支援し、子育てしやすい環境づくりに町民及び企業等の参加、参画を推進します。

2 計画の進捗状況の管理・評価

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、町が設置する子ども・子育て会議において、年度ごとの実施状況および成果を点検・評価し、検証していきます。

また、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（令和4年度）を目安として計画の見直しを検討します。ただし、計画の見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間（令和6年度）までとします。



会津美里町
子ども・子育て支援事業計画

2020 年 3 月
【策定・発行】
会津美里町教育委員会
TEL 0242-55-0344
FAX 0242-55-1169
